

行財政改革特別委員会 調査報告

委員 長 富 男 郎次代秋良夫子み実
副委員 長 信 吾 三清幸千二道智る茂
委員 岡 部 井 賀 崎 島 山 井 田
岡新谷 加泉 田大 桜 杉

本特別委員会は、平成20年6月定例会において、行財政改革のうち議会に関する事項を調査するため設置され、『政務調査費の使途基準』『費用弁償』『議員定数』の3件に絞り調査、検討を重ねた。

『政務調査費の使途基準』については、従前の使途基準よりも、さらに細かな使途基準の作成を目的として、政務調査費のホームページ公開等、先進的に取り組んでいる大阪府八尾市議会及び枚方市議会を視察するなどして調査・検討を行った結果、平成21年2月に『新たな使途基準』を作成し、平成21年度分の報告書から適用することになった。

『費用弁償』及び『議員定数』については、全国の特例市にアンケート調査を実施し、各市の市勢のほか、費用弁償や議員定数の変革、今後の動向等について調査した。『費用弁償』については、県内各市の状況等も勘案しながら検討した結果、最終的に現行の規定どおりとの結論に達した。また、『議員定数』については、現状の36人という意見から、24人でもよいとする意見があるなか、慎重に検討を重ねた結果、4人減らした32人にする意見が多かつ

た。このことから、議提議案として平成22年3月議会に上程し、賛成多数により可決された。

当初、検討項目として掲げた3件の課題について結論が出たことから、平成22年5月以降、『議会基本条例』について、先進地の宮城県松島町及び岩手県一関市を視察するなどして検討した。地方分権改革により、自治体の権限が拡大することになり、議員に課せられる責任も大きくなることから本市議会の理念や責任を、改めて条例として明文化することは、大変意義のあることであるとの結論に達した。そこで、「住民と直接対話をする議会報告会の開催」、「執行部側への反問権の付与」、「議案に対する個々の議員の賛否の公表」などについて、検討を行ってきたが、本市議会議員の改選が本年4月に迫るなか、条例を制定するまでの時間的余裕がなく、改選後改めて検討すべきとの結論に達し、本件に対する調査を終結した。



本会議場

ヒートアイランド対策 特別委員会調査報告

委員 長 正 夫 一子修一勝郎陽浩
副委員 長 三 夫 新 市 邦 和
委員 新 井 澤 木 真 崎 新 市 邦 和
副委員 黒 木 林 崎 見 松 吉 大 嶋

本特別委員会は、ヒートアイランド対策に関する事項を調査するために、平成20年6月に設置され、ヒートアイランド現象についての調査、対策について委員会としての活動を行ってきた。

ヒートアイランド対策について、調査、研究するため、本特別委員会では、平成20年11月に大阪市で、「大阪市ヒートアイランド対策推進計画について」を、東大阪市で、「東大阪市ヒートアイランド対策率先推進計画について」を視察した。

また、平成22年7月には、電力消費機器の高効率化による人工排熱の低減など、地球温暖化対策とも密接に関連しているLED照明の製造工場であるパナソニック電工新潟工場を、山形市において耕作放棄地を利用しスナゴケというコケ植物の栽培を行い、都市のヒートアイランド現象や、二酸化炭素の増加による地球温暖化の緩和対策に一役、貢献している山形市のコケ植物栽培企業を視察した。

また、本市においては、平成19年に「ヒートアイランド対策推進都市」宣言がなされた以後、暑さを解消し快適に過ごせるまちを目指し、建物の壁や

窓をニガウリやアサガオなどのツル性植物で覆う緑のカーテンなど緑化の推進や、遮熱性舗装や遮熱性塗装、冷却ミスト装置の設置など建築物や地表面等の高温化抑制、LED街路灯・照明灯、新エネルギー・省エネルギー機器普及推進等の人工排熱の低減、地球温暖化防止活動推進センター事業など、さまざまな取り組みが順調に進められてきている。

今後は、本市においても、春日部市で取り組んでいる地中熱を利用した冷暖房システムのようなヒートアイランド対策に有効な取り組みについても検討していただくとともに、これまでの取り組みについても、よりいっそう研究し、また情報発信して、市民の皆さんと行政との協働が図られるよう提言し、本件に対する調査を終結した。



江南行政センターの壁面緑化

地域活性化対策

特別委員会調査報告

秀雄 之 初昇夫 肇一 宏男 衛一
 長原 忠 健照 甚 恒兵 和紀
 委員 山田 橋原 久 沢林 井藤 岡浦
 副委員 笠山 高栗 大 滝小 新加 松三 松浦
 委員 松浦

本特別委員会は、「地域活性化対策に関する事項」について調査するため、平成20年6月に設置され、「中心市街地の活性化を図り、活性化による効果を周辺地域に波及させていくということについて」を、中心議題とし調査研究を行ってきた。

平成21年2月には、「中心市街地活性化基本計画」について研究するため、先進市である香川県高松市と愛媛県西条市を視察した。

平成21年4月には、「熊谷市中心市街地活性化基本計画の素案」が執行部から示され、素案に対する意見交換を行い、それらの意見を取りまとめ、5月に、37項目にわたる提言書を執行部に通知した。その提言を受け執行部で検討を重ねた回答が、6月に届き、再度、その内容について協議を行った。

また、中心商店街の活性化対策や商店街振興について研究するため、平成21年9月に、青森県八戸市と青森市を視察した。また、公共交通の活性化や富山市自転車市民共同利用システム事業、新金沢交通戦略や金沢バストリガー方式を研究するため、平成22年7月に、公共交通政策の先進市である富山

県富山市と石川県金沢市を視察した。

中心市街地活性化及び地域活性化対策の総括的な意見としては、「国の補助事業の展開や中心市街地活性化のための事業主体となる『まちづくり会社』を早期に設立し、コーディネーター等の専門家の配置、活用が絶対必要である。」「中心市街地の活性化に向けて、公共施設等の立地による公共空間をつくり、人の集まるシステムを構築する必要がある。」「将来の少子高齢化を見据えた行政コストの削減やまちなか居住人口の増加対策についても検討してほしい。」などの要望・意見があった。

今後は、中心市街地活性化基本計画の早期の認定と中心市街地の活性化が図られ、地域全体が活性化していくことを希望し、本件に対する調査を終結した。



地産市場かまくら

熊谷市スポーツ振興まちづくり条例を可決

3月定例会最終日(3月17日)に、議員提出議案として熊谷市スポーツ振興まちづくり条例が提案され、審議の結果、左記の条例を可決しました。(一部を抜粋して紹介します。)

熊谷市スポーツ振興まちづくり条例(平成23年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの振興によるまちづくりを総合的に実施することにより、市民の健康及び福祉の増進並びに活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自らの自由な意思に基づき、スポーツ活動を通じて、スポーツ振興まちづくりを実現するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第5条 スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(生涯スポーツ等の振興)

第7条 市は、すべての市民等が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう生涯スポーツの振興に努めるものとする。

2 市は、障害者及び高齢者の社会参加を促進するため、障害者及び高齢者のスポーツ振興に配慮するものとする。

(スポーツ選手の育成)

第10条 市は、スポーツの競技力向上のため、スポーツ関連団体と協力して、選手を育成する必要な措置を講ずるものとする。

(推進組織)

第11条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と意見を交換し、相互に協力して、スポーツ振興まちづくりを推進するための組織を設置するものとする。